

## 第1章

### タンザニアの土地政策史 —植民地期から現在までの土地法制に関する予備的考察—

池野 旬

#### 要約

タンザニアの土地政策に関する先行研究を整理し、それらに依拠しながら、19世紀末から現在までの1世紀強にわたる同国の土地政策史を再構成した。同国の土地問題の専門家が指摘するごとく、土地法の改革が行われてきたが、それらは土地改革そのものではないという印象が強い。なお、本稿は来年の最終稿に向けた草稿であり、内容については今後修正を必要とする部分も存在することに留意願いたい。

#### キーワード

土地政策、土地保有、土地法、植民地、タンザニア、タンガニーカ

#### 第1節 本稿の目的と留保点

本稿は、タンザニアの植民地期から現在にいたるまでの土地政策について、先行研究に基づいて概観することを目的としている。タンザニアの土地政策に関わる文献を文末に参考資料として掲載したが、現段階でこれらすべてを詳細に検討できているわけではなく、また重要な先行研究を見落としている可能性も高く、本稿はあくまでも予備的考察であり、次年度に十分な分析を行いたいと考えている。

本稿の本文部分に入る前に、いくつかの留意点について触れておきたい。

第1点目は、本稿で触れるのは、アフリカ大陸内にある「タンザニア本土」(Tanzania Mainland)部分のみであり、インド洋上の島嶼部であるザンジバル(Zanzibar)には触れないことである。タンザニア連合共和国(United Republic of Tanzania)を構成するタンザニア本土とザンジバルでは、植民地期から現在まで異なる土地政策、土地法が適用されてきた。それは、両者が異なる植民地の歴史を持つことに由来する。タンザニア本土部分は、現在のルワンダ、ブルンジを含めて19世紀末にドイツ領東アフリカ植民地となった。第一次大戦後はルワンダ、ブルンジ部分は切り離されて、タンザニア本土部分のみがタンガニーカ

(Tanganyika) という名称で国際連盟のもとでイギリス委任統治領となり、そして第二次大戦後は国際連合のもとでイギリス信託統治領となり、1961年に独立を達成した。一方、ザンジバルは19世紀末にアラブ人スルタンを擁してイギリス保護領となり、1963年に独立した。アラブ人を首班とするザンジバル独立政権にアフリカ系の住民が反発し、1964年1月に流血クーデターである「ザンジバル革命」が発生し、アフリカ系住民を首班とする政権が誕生した。このあと、同年4月にタンザニア本土部分と合邦して、タンザニア連合共和国(この国名は同年10月より使用)が成立した。このような植民地史ならびに独立後の経緯から、ザンジバルは今でもかなりの分野において内政自治権を確保しており、土地に関してもタンザニア本土とは異なる政策・法体系下にある。革命が発生した後のザンジバルの土地政策・土地法は興味深いのが、紙幅の関係から本稿では触れないでおきたい。

なお、本稿で言及する場合には、ドイツ植民地期については「ドイツ領東アフリカ」(領域としては現在のルワンダとブルンジを含んでいる)、イギリス委任統治期・信託統治期については「タンガニーカ」とし、独立後については必要に応じて「タンザニア」と「タンザニア本土」のいずれかを用いる。

第2点目の留意点は、タンザニアの本土に限っても、同質的な社会がかつて広がっていたわけでも、また現在も広がっているわけでもないことを、念頭においておくようにしてもらいたいことである。アフリカ系の住民(以下、アフリカ人と記す)以外に、ヨーロッパ系(以下、ヨーロッパ人と記す)やインド系の住民(以下、インド人と記す)がおり、植民地期に彼らに適用された土地政策には差異が存在したことも意識しておく必要があるが、ここで指摘したいのはアフリカ人にかぎってみても、地域ごとに慣習法は多様であり、また同一地域においても政治・社会・経済的な変容に対応して、いわゆる慣習法も変容してきたと推定されることである。慣習法と近代法という単純な二元論的な区分は妥当しない。

まずは慣習法の地域的な多様性について、述べておこう。タンザニア北西部のカゲラ州(Kagera Region)に居住するハヤ人(Wahaya)をはじめとして、植民地化以前から出自に基づく階層社会が展開し、領主・農奴関係あるいは地主・小作関係と見なされる土地保有・貸借関係が発生している社会が存在した(赤羽 1971, 123-133; 池野 1979; Meek 1968, 108-110/113-114)。一方、父系制あるいは母系制に基づく複数の親族集団の年長者たちが村落を集団で指導し、土地に関しては、たとえば血縁集団それぞれで保有地を管理・利用しているような相対的に均質的な社会も存在した。この両者いずれにも土地保有・利用に関する慣行、いわゆる土地慣習法が存在しているが、その様相は著しく異なるであろう。

ついで、慣習法の歴史的な変化について例示しておこう。たとえば人口増加等から転出すべき土地が不足し、末子相続から均分相続への変化や、耕地の抵当権設定や売却が発生している事例が見受けられる。土地慣習法は規範として存在する訳であるから、短期間に容易に変容することはないであろうが、植民地化前から現在に至るまで不変の「xx人の土

地慣習法」といった慣行を想定することは、およそ妥当ではない。

いわゆる土地慣習法のこのような通時的、共時的な多様性を視野に含めながら、土地政策を検討していく必要がある。ただし、多様なのは慣習法に限ったことではなく、近代制定法ならびにそれを導入しようとする土地政策も多様であろう。政府による土地政策は、基本的には近代法に基づく土地の管理の試みであるが、どのような理念を背景とし、どのような土地政策を実現しようとしたのかは、必ずしも一貫しているわけではなく、また一方向へ収斂していくような進化でもない。たとえば、独立後にタンザニアは独自の社会主義国家の実現をめざし、それが頓挫した後に世銀・IMFの推奨する構造調整政策を導入して新自由主義的な資本主義経済へ転換している。そのいずれの時期にも重要な土地法が發布されているが、社会主義と新自由主義下の資本主義のもとで同種の土地政策が導入されようとしたとは考えにくい。

以上のような多様性と変容を想定に組み込んで、土地政策の変遷を検討していく必要がある。ただし、本稿においてはそのような必要性を指摘するにとどめ、詳細な分析は次年度の最終稿に譲りたい。

なお、人種・民族等に関する本稿での言及について、ここで触れておきたい。植民地期の法令や研究書で、「原住民」(native)、「非現住民」(non-native)という記載が出てくる。植民地支配のためにドイツ人等がタンザニア本土に到達した折にすでに在住していた集団が原住民であり、多くはアフリカ人であるが、アラブ人やインド人等のアジア人を含んでいる場合もある。一方、非原住民とは植民地支配に伴って到来したドイツ人、イギリス人のようなヨーロッパ人を主として意味しているが、インド人等も新規に到来し土地を取得したりしており、かれらも非原住民に含まれる場合がある。このように、原住民と非原住民という分類と、アフリカ人やヨーロッパ人という分類とは必ずしも1対1対応していないため、本稿では法令や研究書の原文に従い、原住民、非原住民と言及していきたい。ただし、アフリカ人と表記したほうがわかりやすい場合にはそのように表記していく。

留意事項の第3点目は、独立後の時期区分についてである。タンザニアの独立後は、大きく4期に時期区分できる(池野2010)。まずは1961年の独立が画期であり、それに続く3期の開始期には、それぞれ新時代を象徴する宣言・文書が存在した。しかしながら、そのような宣言・文書で一夜にして新時代が来るわけではなく、それ以前に新時代を予感させる胎動期が存在している。そのため、個々の政治経済変動を見ていく場合には、上記の時期区分を墨守するのではなく、微妙に前後させたほうが妥当である。土地政策も例外ではない。世銀・IMFの推奨する構造調整計画の導入は1986年であり、独立後第3期の起点であるが、すでにその前からタンザニア独自の構造改革が始まっており、土地政策についても1983年の新農業政策(Tanzania 1983)や1984年の【1984年国土利用計画策定委員会法】(National Land Use Planning Commission Act)の發布を画期としたほうが、わかりやすい。また構造調整政策期に続く貧困削減政策期は、『貧困削減戦略書』の策定された2000

年が画期といえるが、土地政策に限ればその前年に【1999年土地法】(Land Act)と【1999年村落土地法】(Village Land Act)が發布されており、1999年を画期とするほうが妥当である。

このように4期区分の開始期に微妙なずれが存在することもあり、本稿においてはそれらとはやや異なる2期に区分しておきたい。すなわち、近年のタンザニアの土地(法)改革の起点と思われる1992年をひとまず画期としたい。これは、1990年代以降にアフリカ諸国、すくなくとも東アフリカ諸国で土地問題に関する動きが活発になってくるという、東アフリカ諸国の土地法改革を広く検討したマコースラン(Patrick McAuslan)の所説(McAuslan 2013)に従う区分である。タンザニアも土地法をめぐる動きが1992年に始動していることから、他のアフリカ諸国との比較を念頭において、「1961年の独立から1992年まで」と「1992年から現在まで」と、1992年を両方に含みながら、2期に時期区分しておきたい。

第4点目は次年度の最終稿での課題設定にも関わるが、本稿で扱う土地政策史とは基本的に土地法制史である。すでに指摘した第2点目で、慣習法と近代法の多様性に触れたが、それにもかかわらず極論すれば土地政策史とは、いわゆる慣習法をどのように近代法の法体系の中に組み込んでいくかという政策課題の歴史的な実践過程であると単純化できよう。つまり、土地政策史とは土地に関わる法制史であるという認識である。しかしながら、土地政策には、国土をどのような分類しどのように利用していくかという国土利用計画の策定も含まれてしかるべきであろう。たとえば政府による国立公園や鳥獣保護区の一方向的な設定は、当該地域を生活圏としてきた住民の生存を脅かすことになる。そこには、誰が所有するかという問題設定と合わせて、どう利用するのかという問題設定も必要とされている。換言すれば、国土の所有側面と並んで、国土の利用側面からも土地政策を歴史的に見ていく必要がある。本稿においては、利用側面の分析は極めて希薄であり、その扱いについては次年度の最終稿の宿題としたい。

さて、留意点の第5番目は、いわずもがなのことであるが、本稿で披露するのは予備的な考察の暫定的な見解であり、次年度の最終稿においては異なる見解を採用している可能性があることである。そして、複数の先行研究において事実認識が一致していないものがあり、いずれが正しいのかをできるだけ確認したが、十分に確定しえなかったものについては複数の先行研究の見解を列記してある。次年度の最終報告までに確定できるよう確認作業を続けていきたい。

最後の留意点は、用語についてである。本稿では、ひとまず以下のような訳語を使用した。法学で一般的な訳語として適当かどうかは今後検討する必要がある、また本研究会の他の執筆者の訳語との統一を図っていく必要があるため、あくまで暫定的な訳語である。

freehold=自由保有権

government lease=政府貸借権

【1963 年自由保有権(転換)・政府貸借権法】(Freehold Titles <Conversion> and Government Leases Act, 1963) で使用されている。

leasehold=賃借保有権<sup>1</sup>

right of occupancy=占有権

以下のように、占有権に関わる用語がいくつか出てくる。同じものを意味していることがあるが、説明は本文に譲り、ここでは訳語のみを示しておく。

right of occupancy by native=原住民占有権

right of occupancy by non-native=非原住民占有権

deemed right(s) of occupancy=看做(みなし)占有権

granted right of occupancy=認可占有権

statutory right(s) of occupancy=法定占有権

customary right of occupancy=慣習占有権

さて、上記のような6つの留保をおきつつ、以下ではタンザニアの本土部分における土地政策史を概観していきたい。

第2節においては、19世紀末に始まり1961年の独立まで続いた植民地期の土地政策について、すぐれた先行研究である吉田(1997)に主として依拠しながら紹介していきたい。この時期の土地政策については、他国との詳細な比較研究を、Buell(1965, 初版は1928)、Hailey(1957)、Meek(1968, 初版は1949)が行っており、必要に応じて彼らの所説にも言及していく。

すでに述べたように、現在のタンザニア本土はまずドイツ植民地になり、第一次大戦後にイギリスの委任統治領、さらに第二次大戦後に同国の信託統治領になったので、植民地期の土地政策は、ドイツ植民地期とイギリス植民地期に二分される。本稿では、第2節1でドイツ期を、第2節2でイギリス期を扱ってきたい。

ついで第3節では、独立後の土地政策について扱う。この時期の土地政策の紹介については、タンザニア土地法改正について詳述しているフィンボ(Gamaliel Mgongo Fimbo)(Fimbo 2004)と、東アフリカ6ヶ国1地域(ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、モザンビーク、ソマリランドの6ヶ国と、タンザニア本土とは土地法制が異なるザンジバルが1地域。通常の東アフリカの地域区分とは異なる)の独立後の土地法改革を概観したマコースラン(McAuslan 2013)に依拠するところが大きい。フィンボ、マコースランはいずれもダルエスサラーム大学法学部の教官を務め、タンザニアの土地政策に長らく専門家として関わってきた人物である。両者ともに、著作のタイトルに土地改革(Land Reform)

---

<sup>1</sup> 執筆者はこれまで賃借保有権と訳していたが、地代支払いが伴わない場合も存在すると考え、「賃借」ではなく「貸借」と訳し変えた。

ではなく、土地法改革 (Land Law Reform) という用語を意図的に用いているのは、象徴的である。フィンボは上記の著作において、国際的に評価されている 1990 年代のタンザニアの土地改革について、「本書では、1990 年代の諸改革は土地保有の変容を伴わない土地諸法の変容にすぎないために、土地法改革であり、土地改革あるいは保有改革(tenure reform)ではないことを明らかにしていく」(Fimbo 2004, 1) と、かなり挑戦的な書き出しをしている。

独立以降についても、すでに触れたように、マコースランの所説に従い 2 期に区分しておきたい。第 1 期を 1961 年～1992 年、第 2 期を 1992 年から現在までと区分し、第 3 節 1 で独立から 1992 年までを、第 3 節 2 で 1992 年以降について扱っていく。

なお、文末に、タンザニア本土の土地法令やタンザニアの国家開発において重要な事項に関する年表を添付してあるので、参照しながら本文を読み進めていただきたい。

## 第 2 節 タンガニーカ植民地土地政策史－吉田所説をベースに－

### 1. ドイツ植民地期 (1891～1919 年)

ドイツ帝国は、1885 年にアフリカ分割を決定したベルリン会議によって、現在のタンザニア本土 (現在のルワンダ、ブルンジを含む) を勢力圏下に置いた。ドイツ帝国政府は当初、植民地経営を特許会社のドイツ東アフリカ会社に委ねていたが、1890 年より直轄領として直接経営に乗り出した。土地に関する法整備はこの時期より遅れ、1895 年 11 月 26 日に【帝国条令】(Imperial Decree) が発布された。植民地下でのヨーロッパ人等への土地譲渡を正当化する根拠となる法律である。この法律は以下のような内容を含んでいた。

#### (1) 王領地 (Crown Land) の設定

すでに法的に私的所有とされたと認定可能な土地以外の、すべてのドイツ領東アフリカの土地は非所有の土地とみなす。そのような土地は王領地とし、所有権は帝国に属する (吉田 1997, 19)。吉田によれば、王領地はドイツ語では *Herrenlos Kronland* と表記されたということであるから、「無主の王領地」という訳になろう。

なお、吉田は、すでに私的所有地と認定された土地を除外して王領地の指定がなされたと見なしているが、異説も存在する。ヘイリーは「ドイツ東アフリカ保護領のすべての土地は王領地であるが、民間個人、法人、首長、原住民社会の権利は、王領地の権利 (right of the Crown. 正確に訳せば、王室の権利あるいは皇帝の権利か) にまさる」(Hailey 1957, 726) と説明しており、全土が王領地であるが、私的所有権のほうが優越すると見なしている。またフィンボは、「ドイツ領東アフリカのすべての土地を未所有 (unowned) とみなす。このような土地の所有権 ownership は帝国にある。」(Fimbo 2004, 3) と記しており、全土が未

所有で王領地と認定されたと見なしている。これらの意見の齟齬については、来年度の最終成果までに調整したい。

## (2) 王領地の土地譲渡

王領地の譲渡は、自由保有権 (freehold) あるいは貸借保有権 (leasehold) での土地権移転のかたちで総督によって発効せしめられた (吉田 1997, 19) <sup>2</sup>。

## (3) 土地権移転の制限

都市部においては 1 ha 以上の土地の自由保有権と貸借保有権の移転について、またその他の地域では原住民より非原住民への 15 年を超す期間のすべての土地権移転について、総督の許可なしには有効とならない (吉田 1997, 19) <sup>3</sup>。

なお、土地権移転の確定は、申告者の要求に基づき、その都度に構成される委員会 (ad hoc Committee) によってなされた。この委員会は、申請を受けた地域が使用されていない王領地であることを確認し、そのうえで申請者に土地権を移転するかどうかを勧告した。原住民の占取している土地を尊重することとなっており、将来の必要としてその時点での耕作面積の少なくとも 4 倍の土地を原住民に残しておくように定められていた (吉田 1997, 19-20; Meek 1968, 101)。が、この土地委員会は、原住民に補償金を出して、その占拠している土地から移動させる権限も付与されており、植民者による申請はほとんどそのまま受け入れられていった (吉田 1997, 20)。

【帝国条令】の規定に従い、ドイツ領東アフリカの土地はヨーロッパ人に譲渡されていくことになり、時期が不明であるが、北東部高地の 200 万エーカーの最良地が譲渡されていたという (Meek 1968, 101)。

ドイツ領東アフリカの王領地の譲渡は、当初は自由保有権の付与の形態が多かったが、次第に期間を定めた貸借保有権の形態をとることが多くなり、そして土地開発の条件を満たせば貸借保有権から自由保有権に転換する方式が採られた。たとえば農業用地の場合、貸借保有権で土地を保有している人物が、土地の 10 分の 1 を耕すごとに、5 分の 1 の土地に対して自由保有権が認められた (吉田 1997, 20)。なお、ミックによれば、貸借保有権には明確な期限が設定されていなかった。借入者は 3 ヶ月前に事前通告して貸借を終了できたが、植民地政府は最低 25 年間は貸借を解消できないことになっていた (Meek 1968, 101)。

---

<sup>2</sup> 吉田 (1997, 20) では、「貸借保有権」ではなく、「リースホールド (賃借権)」と記述されている。本稿では以下でも、自由保有権、貸借保有権という用語を用いることにしたい。

<sup>3</sup> 注 2) と同様に、吉田の原文では、「貸借保有権」ではなく、「リースホールド (賃借権)」と記述されている。

ワタの強制裁培の導入等に反発する大規模な武力蜂起であるマジマジ (Maji Maji) 蜂起 (1905~1907 年) が発生し、これを契機として、ドイツ領東アフリカのレッヘンベルグ (F.von Rechenberg) 総督は、ヨーロッパ人入植による大規模農場経営からアフリカ人小農による換金作物生産へと植民地の農業政策の基軸を転換した (吉田 1997, 21)。しかしながら、プランテーション開発も完全に放棄された訳ではなく、1913 年のヨーロッパ人人口は 5,336 人 (うちドイツ人 4,107 人) で、この中には入植者 882 人が含まれていた (吉田 1997, 22)。

以上のように、ドイツ植民地期には、現在のタンザニア本土全体が王領地と認定された (先行研究で認識に若干の相違がある)。そして、ヨーロッパ人入植者等に対して、自由保有権あるいは貸借保有権という土地権を付与する形式で、王領地から土地が譲渡された。一方、植民地に先住していたアフリカ人等の土地の権利は法令の対象とされず、ヨーロッパ人入植者等に王領地から土地を譲渡する場合に、委員会の審議過程でアフリカ人の土地利用に配慮がなされることになっていたにすぎない。

ただし、わずかな例外もある。それはインド洋沿岸等に居住し、アラブ人、インド人そしてヨーロッパ文明との接触を通じて、土地の個人所有についての認識を有し主張する原住民に対する措置である。このような人物の土地保有の事実が確認されたら、自由保有権が付与されたという。これはヨーロッパ人入植者等が新規に土地の割譲を受けるような上記の土地取得方法とは異なるため、「訓令による土地権取得」 (acquisition of title by prescription) と考えられ、第 3 の保有形態 (form of tenure) と見なされていた。この取得方法によって現地先住者に土地権が認定された土地面積は、ごくわずかに留まっていた (吉田 1973, 73; Meek 1968, 101)。

## 2. イギリス委任統治/信託統治期 (1919~1961 年)

第一次大戦の敗戦によってドイツが撤退し、ドイツ領東アフリカのうち現在のルワンダとブルンジに相当する領域を除いたタンガニーカは、イギリスの委任統治領となった。イギリスによる最初の土地立法は、1923 年の【1923 年土地保有条令】 (Land Tenure Ordinance) である。イギリスがタンガニーカで実効支配を開始した 1918 年から、1923 年法が成立するまでは、ヨーロッパ人入植者等の土地権はあいまいな状態におかれていた。そのため、イギリス植民地政府は、非住民 (non-native) に対しては、1 年単位で 1 年生作物栽培の許可 (license) を与え、その間にドイツ植民地期の土地権の記録の整理作業を遂行した (Meek 1968, 102)。

1919 年にはタンガニーカは国際連盟のもとでイギリスの委任統治領と定められたが、国際連盟の委任規定第 6 条には原住民の慣習的な土地権を尊重することが謳われており、イギリスにはその遵守が求められた (吉田 1997, 22)。そのため、原住民の権利を尊重する形



態をとりながら間接統治を行うことを企図したナイジェリアの1916年の「土地および原住民権利条令」(Land and Native Rights Ordinance)を参考にしながら、上記の【1923年土地保有条令】が策定された(吉田1997, 22; Meek 1968, 102)。この条令で、以下の2つの原則が確定した。

#### (1) 土地権の容認

この条令が制定された1923年1月26日以前に譲渡された、すべての土地の権利が追認された。つまり、ドイツ植民地期に王領地から譲渡された土地の自由保有権あるいは貸借保有権が、有効な土地権としてイギリス法のもとで認められた。この結果、ドイツ政府による譲渡地のうち、1,922,700 エーカーの土地の保有が承認された(Hailey 1957, 727)。

なお、ビュエル(R.L.Buell)によれば、「第一次世界大戦中、ドイツ人所有の土地はイギリス政府によって没収され、敵国人財産(Ex-Enemy Property)として管理された。このようにして没収されたプランテーションは860にのぼるが、これはのちに敵国人財産管理部により、1925年までに200万エーカーが払い下げられ、おもにイギリス人、ギリシャ人、インド人によって購入された(価額138万ポンド)」(Buell 1965, I-436.ただし、吉田1997, 92-93より再引用)。上記のヘイリーの言及している192万エーカー強と、ビュエルの指摘する200万エーカーとはほぼ一致するが、両者が同じ土地に言及しているのかどうかは、改めて確認していきたい。

ビュエルは上掲書の別の箇所でも、植民地政府にはインド人の土地保有に関する懸念があったと述べ、1924年時点の数値として、インド人保有地266,000エーカー、インド人以外のイギリス臣民の保有地1,118,000エーカー、その他の外国人の保有地396,000エーカーを挙げている(Buell 1965, I-438-439)(合計は1,780,000エーカーとなり、上記の数値のいずれとも合致しない)。

#### (2) 公有地(Public Land)の創設

上記の(1)に該当する土地以外のすべての土地は、占有されていようといまいと、公有地と指定された。すべての公有地と、そこにおける地上権は、総督の管理下におかれ、原住民の利益(直接的および間接的)のため保持され管轄されることとなった(吉田1997, 22)。

この分類についても、先行研究で若干表現に差がある。ミーク(Meek 1968, 102)は領域内のすべての土地(whole of the lands of the Territory)は公有地とみなされたが、上記の(1)には土地保有条令の条項が適用されないことになったと述べ、フィンボ(Fimbo 2004, 3)は領土のすべての土地は占有されているか否かにかかわらず公有地とみなされたとのみ指摘している。

この【1923年土地保有条令】は1928年に修正され、それに基づき、植民地総督は占有

権 (right of occupancy) を、原住民にも非現住民にも付与 (grant) (Meek 1968, 102) できるようになる。その説明に入る前に、1923 年から 1928 年までに整備された土地に関連する法令や行政組織について触れておきたい。

第 1 に、植民地全体の行政組織が整備されたことである。イギリス植民地期の当初は、ドイツ植民地期を踏襲して、植民地総督のもとに 22 県 (district) が配置された。そして、1925 年に第 2 代総督となったキャメロン卿 (Sir Donald Cameron) は北ナイジェリアでの行政官の経験があり、植民地行政組織の整備に熱心であり、1926 年には 11 州 (province) に州長官 (provincial commissioner) を配置し、その下に県、県長官 (district commissioner) を置く体制を完成させた。彼は間接統治方式でアフリカ人を支配するために、【1926 年原住民統治機構条令】 (Native Authority Ordinance) を発布して、行政・立法組織として原住民統治機構 (Native Authority) を創設し、さらに財政組織として原住民財務局 (Native Treasury)、司法組織として原住民裁判所 (Native Court) を整備していった。原住民統治機構はタンガニーカ内各地に創設され、植民地政府によって任命された首長たちで構成されており、支配下にある地域のために総督の認可のもとで立法できることになっていた。1952 年時点で、タンガニーカに 386 の原住民統治機構が存在した。植民地総督は、原住民統治機構を再編する権限、他の原住民統治機構のもとに従属することを命じる権限を有しており、アフリカ人の民族集団の伝統的な政治体系には存在しなかった大首長 (Paramount Chief) 制の導入等を指示することもあった (Buell 1965, I-454)。原住民財務局はアフリカ人が自立的な財政活動を行うよう領域内の各地に創設された組織であり、1952 年に存在した 386 の原住民統治機構は、51 の原住民財務局に結びつけられていた (Hailey 1957, 474)。原住民裁判所はアフリカ人が自立的な裁判を行うよう創設され、200 シリング以下の紛争、刑事事件、婚姻、相続を扱い、その中にはアフリカ人の中での土地問題も含まれており、いわゆる土地慣習法を保存する大きな力となったと、吉田は指摘している (吉田 1997, 25)。原住民裁判所は、1951 年時点で約 800 存在していた (Hailey 1957, 476)。

第 2 に、アフリカ人 (法律上は、原住民という用語が使用されている) に対する貸付を制限する法令が、1923 年に【1923 年原住民への貸付 (制限) 条令】 (Credit to Native <Restriction> Ordinance) として発令されたことである。この条令により、県長官の文書による認可がない場合には、200 シリング以上の原住民への貸付あるいは掛売は、裁判によって取り立てることができないことになった。この条令は、アフリカ人が土地を担保として現金を借入れ、返済できずに土地権を喪失してしまうことを防止する上で、有効であったとみられる (吉田 1997, 24)。このような法律を採用していなかったイギリス保護領のザンジバル (独立後にタンザニアの一部となる) では、1933 年時点でアラブ人・アフリカ人が保有する資産の半分は金融業者に権利が移転しており、1934 年、1938 年、1939 年と相ついで、負債返済に対するモラトリアムや土地権移転の規制に関して布告を発しなればならなかった (Meek 1968, 73) ことと、対照的である。

第3に、植民地政府は、ヨーロッパ人等の入植には譲渡しない地域を指定して、実効性はともかく、アフリカ人の土地権の保護に努めたことである。1923年には、ヨーロッパ人等に今後譲渡しない地域として、中央州、北部州、タンガ (Tanga) 州、レイク (Lake) 州が指定された<sup>4</sup> (Hailey 1957,728)。また、1926年の東アフリカ植民地総督会議 (Conference of East African Governors) で、タンガニーカ総督は、ケニアのようにヨーロッパ人割譲用の広大な土地を確保してアフリカ人をその周辺に設定した居留区 (Reserve) に押し込める政策を採用しないと、表明している。ただし、同年に南部高地のイリング (Iringa) 県で 40,000 エーカーを非原住民に譲渡しており、ヨーロッパ人入植を完全に排除していたわけではない (Hailey 1957, 728)。一方、1930年には、非原住民への農業目的の割譲対象地域から、リンディ (Lindi) 県、タボラ (Tabora) 県、ムワンザ (Mwanza) 県、ブコバ (Bukoba) 県を除外して、ヨーロッパ人が入植できない地域の拡大も図っている。ただし、海外食糧公社 (Overseas Food Corporation) に落花生の機械化栽培用に賃貸した土地は、除外地域に位置したという (Hailey 157, 728)。

以上のように、ヨーロッパ人の入植は完全に否定された訳でもなく、積極的に推進された訳でもなく、「制限的な奨励」のもとにあった。原住民に必要とされる土地を剥奪しないことと、生産物に関して運輸手段のある場所に限るという原則のもとに、主として南部高地への入植が行われ、北部高地はムブル (Mbulu) 県近辺以外は土地譲渡不許可地域であった。ドイツ期の自由保有権譲渡地も合わせて、1960年の農業牧畜用の割譲総面積は、248万8743エーカーであり、これはタンガニーカ全体のわずか1.1%にすぎず、タンガニーカは独立までアフリカ人小農が優越する植民地であった (吉田 1997, 26)。

さて、土地法制に話を戻したい。1923年に【1923年土地保有条令】が發布され、1926年におそらくはその施行細則を定めたと思われる【1926年土地規則】 (Land Regulations of 1926) が發布され、1928年に【1923年土地保有条令】が修正された。この1928年の修正法が、1961年の独立までの土地政策の基本法となっていく。1928年の修正によって、1923年法で導入された「占有権」 (right of occupancy) という土地権概念が、原住民が慣習的に保有している土地にも適用されるようになる。以下で、説明を加えたい。

占有権は、ドイツ植民地期に付与され1923年法でイギリス植民地下でも土地権として認定された貸借保有権に類似している。1928年の修正に触れる前に、まず1923年法での占有権の定義を見ておきたい。

#### (1) 期限付き

99年以内で期限が設定されている。33年ごとに更新できる。行政的に特別に認可され

---

<sup>4</sup> 1926年には州、県という行政単位が整備されており、それ以前にも県という行政単位が存在したが、州という行政単位が1923年に存在したのかどうかを十分に確認できていない。

ない限り、面積は 5,000 エーカー未満である (Meek 1968, 103)。

#### (2) 開発条件付き

300 エーカー以下の保有地については、最低 20 シリング/エーカーで最低でも総額 600 シリングの永続的な改良 (permanent improvement) を当初 3 年以内 to 実施し、さらに当初 5 年以内に 10 シリング/エーカーで最低でも総額 300 シリングの追加的な改良を実施することが契約 (covenant) に含まれている。

また、300 エーカーを超える保有地については、当初 3 年間は 300 エーカーを超える部分について 4 シリング/エーカーで最低 6,000 シリング、当初 5 年間で追加的に 2 シリング/エーカーで最低 3,000 シリングの改良を実施するが契約に含まれている (Meek 1968, 103)

#### (3) 権利の喪失

土地を放棄したり、5 年間利用しなかったりした場合は、権利が剥奪される (Meek 1968, 103)。

#### (4) 人種間の土地権の移転の禁止

原住民から非原住民への占有権の移転は禁止される (Meek 1968, 102-103)。

#### (5) 土地権の移転の禁止

総督の許可なく、占有権の売却、質入れ、料金賦課、移転、転貸、遺贈は禁止される (Meek 1968, 103)。

上記のような規定が 1928 年に修正され、原住民が慣習的に保有している土地にたいしても、占有権概念が適用されることになる。しかしながら、1923 年法に基づきヨーロッパ人入植者等に付与される占有権 (以下では、「非現住民占有権」、そしてその権利下にある土地を「非現住民占有権地」と記す) と、1928 年修正によって認められるようになる、慣習法に基づいて保有していることが追認されたアフリカ人等の占有権 (以下、「原住民占有権」、そしてその権利下にある土地を「現住民占有権地」と記す) では、取り扱いに以下のような異同があった。

#### (1) ともに占有権を付与する権限保持者は植民地総督

植民地総督は、原住民にも非原住民にも占有権を認可 (grant)<sup>5</sup> できることになっている

---

<sup>5</sup> 後述する【1999 年村落土地法】等では、慣習的な占有権は認可 (grant) された占有権ではないかのように扱われているが、1928 年法修正時の原住民占有権は、形式的には植民地総督が原住民に認可した占有権である。

(Meek 1968, 102)。すなわち、アフリカ人が慣習的に占有し利用している土地についても、総督が公有地の一区画に占有権（「原住民占有権」）を設定して、原住民（＝アフリカ人）に付与したという法律的な解釈がなされることになる。先祖伝来の土地であることが原住民占有権地と認定される前提条件であるが、原住民占有権地と認定されたあとは、植民地総督に土地権を付与されたことが、当該地を占有し利用する権原となる。観念的には、アフリカ人が慣習的に保有・利用している土地に適用される法概念が、慣習法から近代法に変更されたことになろう。

#### （２）土地登記の必要性

非原住民占有権地は登記することが必要要件であったが、原住民占有権地は登記が不要であった（吉田 1997, 24）。

#### （３）貸借料の支払い

非原住民占有権地については賃借料を支払う義務があったが、原住民占有権地については賃借料を支払う必要がなかった（吉田 1997, 24）。

#### （４）開発条件の有無

非原住民の占有地については、1926年の【1926年土地規則】(Land Regulations of 1926)あるいは1927年の【1927年土地(放牧用)規則】(Land <Pastoral Purposes> Regulations, 1927)に記されている開発条件が義務づけられていた。一方、原住民占有権地にも開発義務があったが、強制されることはなかった（吉田 1997, 24-25）。

#### （５）土地権移転の自由度

非原住民占有権地の土地権の移転については植民地総督の許可が必要であったが、原住民占有権地の原住民間での移転については総督の許可を必要としなかった（Meek 1968, 103）。

以上のように、アフリカ人等の原住民が慣習的に保有し利用してきた土地についても、近代法に基づく「占有権」という概念が、1928年以降に適用されるようになる。しかしながら、ヨーロッパ人等の非原住民に付与された占有権とは内容がかなり異なっていた。後述する独立当初時に存在した土地権として、フィンボ (Fimbo 2004) は原住民占有権を「看做占有権」(deemed right of occupancy)、非原住民占有権を「認可占有権」(granted right of occupancy)と言及し、マコースラン (McAuslan 2013,20) は原住民占有権を「看做占有権」(deemed rights of occupancy)、非原住民占有権を「法定占有権」(statutory rights of occupancy)

の名称で言及している<sup>6</sup>。本稿では、植民地期については原住民占有権、非原住民占有権の名称で言及し、独立初期についてひとまずフィンボの用法に従いたい。

1928年の修正以後、1948年に【1948年土地規則】(Land Regulations)が發布され、開発条件が強化されたようであるが、詳細は不明である(吉田 1973, 96; Hailey 1957, 729)。

さて、アフリカ人が慣習的に保持している土地権も近代法の枠組みに組み込んだ 1928年の【1923年土地保有条令】修正以降は、現タンザニア本土内の土地区分は、ドイツ植民地期に付与されイギリス植民地政府に追認された土地権を含めて、公有地、自由保有権地、貸借保有権地、非原住民占有権地、原住民占有権地の5種類となった。ただし、先行研究によれば、貸借保有権地と非原住民占有権地とは識別されておらず、同一視されている。したがって、1928年以降に存在したのは、公有地、自由保有権地、非原住民占有権地(あるいは貸借保有権地。資料によって表記が異なる)、原住民占有権地の4種類となる。

以下のミークの資料では、非原住民による保有地は、自由保有権と貸借保有権の2種類に分けられている。これまで引用してきた数値と必ずしも整合的でないように思うが、1939年時点での非原住民による土地保有は以下のようであった。

#### タンガニーカにおける非原住民の土地保有 (1939年初)

非原住民による農業・畜産用の保有地	2069 件	2,094,197 エーカー		
うち 自由保有権	888,910 エーカー		貸借保有権	1,205,287 エーカー
うち イギリス臣民	766,725 エーカー		ドイツ人	267,118 エーカー
英領インド人	204,039 エーカー		オランダ系南ア人	56,818 エーカー
キリスト教宣教団	92,348 エーカー			

(出所) Meek (1968, 105)

このあと、1951年の数値が利用可能である。同年によく敵国人財産<sup>7</sup>の大農場 127 万エーカー強の再割譲が完了し、それらと新たに割譲した土地 1,045,721 エーカーを合わせて、非原住民の保有する土地は総計 2,315,726 エーカーであり、このうち自由保有権地は 974,575 エーカー、貸借保有権地は 1,341,151 エーカーであった(Hailey 1957, 729)。すでに触れたように、独立直前の 1960 年時点でも非原住民の保有地はタンザニア本土の土地面積の 1.1%にしかあたらない 248 万 8743 エーカーであり、上記の 1939 年、1951 年の数値か

<sup>6</sup> 注 5)のごとく、原住民占有権も植民地総督が認可した占有権であるから、フィンボの「認可占有権」「看做占有権」という用語はやや難がある。

<sup>7</sup> 第二次大戦時の敵国人の財産と思われる。第一次大戦後しばらくしてドイツ人も再び土地を入手することが認められていたが、本文で直前に記載したミークの試算では 1939 年段階でドイツ人保有地は 27 万エーカー弱であるため、127 万エーカーもの敵国人財産とは誰のものであったのかは、詳細が不明である。

らさほど増大していないことになる。

1923 年法とその修正法、施行細則による土地政策を展開していた植民地政府にとって、選択を迫られる大きな分岐点が、1955 年の『1953-55 年東アフリカ王立委員会報告書』(East African Royal Commission 1953-1955 Report)であった。ケニアにおける武力的な反植民地運動をきっかけとして、東アフリカにおける植民地経営の再検討を図るために、1953 年にイギリス本国から王立委員会のメンバーがケニア、ウガンダ、タンガニーカに派遣され、広範な問題点を洗い出し、改善の提言を行ったのが、上記の報告書である(吉田 1997, 27-28)。土地問題に限っても浩瀚な同報告書の内容を紹介するのは手に余るため、吉田(1997, 27-30)とフィンボ(Fimbo 2004, 6)による解説に依拠して紹介しておきたい。同報告書では、土地政策の基本方針として、すでに始まっている土地保有の個別化(individualization)の方向を是認することと、既存の権利関係に留意しながらも土地の流動化を促進することが、土地利用の経済的な効率を向上する方策であると提案された。なお、土地権移転に関する留意点として、1) 土地を担保とした恒常的な負債の発生を防止すること、2) 土地の細分化の制限すること、3) 異人種間の土地権移転を制限し、移転は貸借保有権のみ許可し、売り手は復帰権を有するものとするのが、提案された。

この報告書の内容に対して、タンガニーカ総督は基本方針に賛同の意を表し、『1958 年政府文書第 6 号』(Government Paper No.6 of 1958)では、「共同体的保有(communal tenure)をアフリカ人の必要と要望を満たせないと見なし、個別的で、排他的で、保証があり、期限が限定されていず、交渉可能な(individual, exclusive, secure, unlimited in time and negotiable)保有の形態、つまり自由保有権と称されているような土地の個別所有を推進する政策を提言」(Fimbo 2004, 6-7)している。そして、アフリカ人の中でも最も進取的な農民層(most progressive farmers)、すなわち相対的な富農層も、土地保有の個別化を支持した(Fimbo 2004, 6)。しかしながら、民族独立運動の中心的な勢力となっていた TANU (Tanganyika African National Union.タンガニーカ・アフリカ人民族同盟)の党首ニエレレ(J.K.Nyerere)が強く反発し、タンガニーカにおいては土地保有の個別化に向かう土地政策は実施されることはなかった。

なお、この時期に、ヨーロッパ人に新たな入植を認める動きが発生し、ニエレレが国際連合に提訴し勝訴している「メル土地裁判」(Meru Land Case)が発生している(Japhet 1967)が、この事件の意義付けは次年度の最終成果で行いたい。

以上、植民地期の土地政策を概観してきた。本稿が主として依拠してきた吉田(1997)では、植民地のタンガニーカの「部族ごとの慣習的土地保有形態はおのおの非常に異なった性格を持っており、・・・植民地統治過程でのインパクト、特に商業用作物の導入をはじめとする経済的なインパクトは大変不均衡」(吉田 1997, 35)と地域ごとのきめ細かい分析の必要性が強調されている。そして、「植民地時代を通じて政策的に慣習的な土地保有制が

維持され、共同体的な諸関係が残されてきたのが、タンガニーカの特徴」（吉田 1997, 99）と総括されている。

吉田と同様に、政策的に慣習的な土地保有が維持されてきたという見方を、ミークも示している。ミークによれば、幸運にもタンガニーカには、原住民の土地保有制度に強い関心を示す行政官が赴任していた。ブコバ県の土地保有や土地利用に関心を持ったカルウィック（A.T.Culwick）、スクマ人の農牧用地利用に興味を持ったマルコム（D.W.Malcolm）、さらにはフェアクロー（J.L.Fairclough）のような行政官の存在である。たとえばマルコムは、「当面の間（within measurable time）、保有の個別化（individualization of tenure）が必要であるとか望ましいものであるとして支持される理由はない。現行の集団主義（collectivism）的な諸形態は、維持され、可能なかぎり発展させられるべきである。それらは、農業開発に関わる政府の計画を推進するうえで、きわめて適している」という見解を有していた（Meek 1968, 107-112）。この見解は、土地保有の個別化を進めようとする『1953-55年東アフリカ王立委員会報告書』や、タンガニーカ総督、アフリカ人富農層の意見に真っ向から対立するものであり、民族独立運動の中心的な人物で初代大統領として独立後に独自の社会主義政策を推進していくことになるニエレレの見解に近いものであった。

さて、次節においては、吉田のいう「政策的に慣習的な土地保有が維持されてきた」ことを念頭におきながら、独立後タンザニアの土地政策を見ていきたい。

### 第3節 独立後のタンザニア土地政策史

#### ーフィンボとマコースランの所説を中心にー

##### 1. 独立初期・ウジャマー社会主義推進期・転換期（1961年～1992年）

タンガニーカは1961年に独立し、1967年2月にTANU党大会においてアルーシャ宣言を採択し、それ以降はウジャマー村（Ujamaa Village）という集村形態の村落を基盤として農業集団化をめざす独自のウジャマー社会主義政策を展開していく。1970年代に国内外の阻害要因や政策に内在する問題が顕在化したため、1980年代には政策転換を余儀なくされ、タンザニア政府は独自の経済再建策を模索するが、1986年にIMF・世界銀行が推奨する構造調整計画を導入することに合意した（吉田 1997; 池野 2010）。そのような背景から、第2節1で扱う時期については、独立初期（1961～1966年）、ウジャマー社会主義推進期（1967～1985年）、転換期あるいは構造調整政策初期（1986～1989年）と下位区分が可能である。

まず独立初期には、植民地期の土地権の承認・修正と、独立政府の意欲的な新規の開発政策に伴う土地権の調整という作業が行われた。以下、この順で説明していきたい。

##### （1） 独立初期における植民地期の土地権の承認・修正



独立当初にタンザニア本土には、「公有地」を除いて、土地保有の権原となる土地権は3種類存在していた。すでに触れたが、タンザニアの土地法に詳しい法学者であるフィンボとマコースランは、以下のように整理している。

フィンボの分類 (Fimbo 2004, 8)

- ①自由保有権 (freehold)
- ②認可占有権 (granted right of occupancy)
- ③看做占有権 (deemed right of occupancy) (慣習的な保有<customary tenure>とも記載)

マコースランの分類 (McAuslan 2013, 20)

- ①自由保有権 (freehold)
- ②法定占有権 (statutory rights of occupancy)
- ③看做 (みなし) 占有権 (deemed rights of occupancy)

法律文書では概念規定して厳格な用語の使用がなされていると思うが、上記のように両者で微妙にずれている。しかしながら、名称は違っても内実は両者で共通している。両者の①は、ともに自由保有権として言及されているものであるが、ドイツ植民地期に自由保有権として付与され、イギリス植民地期に【1923年土地保有条令】で権利を認定されたものと、またイギリス植民地期に新たに自由保有権として付与されたものを含む。フィンボの②の認可占有権と、マコースランの②の法定占有権とは、1928年の【1923年土地保有条令】修正時に、非原住民占有地と称されたものである。また、フィンボ、マコースランともに③で看做占有権と言及しているものは、1928年の【1923年土地保有条令】修正時に、原住民占有地と称されたものである。本稿ではひとまず、フィンボの名称で言及していきたい。

さて、上記の植民地期の土地権に対して、独立早々の1962年に政府は手を付け始める。『1962年政府文書第2号』(Government Paper No.2 of 1962)で、以下のことが発表された (Fimbo 2004, 8-9; McAuslan 2013, 21)。

1) 自由保有権の政府貸借権 government lease への変更

翌1963年に【1963年自由保有権(転換)・政府貸借権法】(Freehold Titles (Conversion) and Government Leases Act, 1963)を發布して実施しており、内容については後述する。

2) 1948年以前に付与された占有権に対して開発条件を付加すること

翌1963年に【1963年占有権(開発条件)法】(Rights of Occupancy (Development Conditions) Act, 1963)を發布して実施している。同法によれば、1948年12月10日以前に付与された占有権にも、開発条件の強化を図った1948年の【1948年土地規則】を適用することになった。ここでいう占有権とは、おそらくは非原住民占有権地(=認可占有権地、法定占有権地)のみを対象としていると思うが、原住民占有地(=看做占有権地)も対象としているのかは確認できていない。

そして、上記の 1) に関して、1963 年に【1963 年自由保有権(転換)・政府貸借権法】が發布される。内容は以下のとおりである。

1) 自由保有権を期間 99 年の政府貸借権に転換し、他の貸借権並みの開発条件を賦課政府貸借権 (government lease) という用語が使用されているが、植民地期の貸借保有権 (leasehold) との相違は不明である。この規定により、タンザニアでは自由保有権という土地権が消滅することになる。

2) 期間が 99 年より長期の貸借権は 99 年に短縮

ドイツ植民地期の貸借保有権はイギリス植民地期に認可され、その後に非原住民占有権と同一視されるようになってきているが、それらのうち貸借期間が 99 年を超えていたものが対象となったのではないかと思われる。イギリス植民地期に新たに認可された非原住民占有地については、【1923 年土地保有条令】で貸借期間は最長 99 年と規定されており、本法の対象にならないと思われる。

3) 開発条件の適用のために国土を 4 分類

『1962 年政府文書第 2 号』にかかわる条項かと思われる。国土は、

- 1) 計画地域内の都市部土地保有
- 2) 他地域の都市部土地保有
- 3) 農村部大規模土地保有 (>120acre)
- 4) 農村部小規模土地保有 (≤120acre)

に 4 分されることになった。

4) 土地紛争仲裁裁判所 (Land Tribunal) の設置

1963 年法で植民地期の自由保有権は政府貸借権に転換されたが、1969 年に【1969 年政府貸借保有権(占有権への転換)法】(Government Leaseholds <Conversion to Right of Occupancy> Act)が發布されて、今度は政府貸借権が占有権に転換されることになった。同法の適用を持って、タンザニアに存在する土地権は、認可占有権と看做占有権という 2 種類に下位区分される占有権のみとなった。

さて、これまで説明してきた植民地期の土地権の承認・修正においては、アフリカ人地域は実質的にあまり影響を受けていない。アフリカ人は植民地から原住民占有権あるいは看做(みなし)占有権と称される土地権を認められていたが、土地登記を伴う訳でも地券証書が発行される訳でもなく、土地権の保有者自身が土地権の設定についてすら、よく理解していない状態であったと推定できる。しかしながら、アフリカ人地域でも例外が存在する。それは、植民地以前から階層的な社会を形成し、領主・農奴関係あるいは地主・小作関係と看做しうる土地貸借関係を展開していた地域である。第 1 節でも触れたヴィクトリア湖西岸のカゲラ (Kagera) 州のハヤ人地域等である。植民地政府は、ハヤ人地域で展

開されているニャルバンジャ (Nyarubanja) 制度と総称される土地貸借関係に関心を持ち調査するとともに、小作の権利が著しく弱いことを危惧して、その改善に向けた方策を検討した (赤羽 1971, 123-133; 池野 1979; Meek 1968, 108-110/113-114)。本稿では詳述しないが、植民地期にすでに、【1941年ニャルバンジャ規則】(1941 Nyarubanja Rule)、【1956年ニャルバンジャ(修正)規則】(Nyarubanja <Amendment> Rule, 1956)、【1956年地主・小作(ブコバ県)規則】(Landload and Tenant <Bukoba District> Rules)を發布し、その規制に当たっていたのである (James 1971, 76)。

独立後のタンザニア政府はニャルバンジャ制度を搾取と判断し、その完全な廃絶をめざした。まず、1965年に【1965年ニャルバンジャ保有(解放)法】(Nyarubanja Tenure <Enfranchisement> Act)を発令した。しかしながら、同法のもとでは地主・小作関係の解消が十分に進まなかったために、1968年に【1968年慣習的貸借保有権(解放)法】(Customary Leaseholds <Enfranchisement> Act)<sup>8</sup>を發布して解消を促進した。1968年法は翌年、【1969年慣習的貸借保有権(解放)修正法】(Customary Leaseholds <Enfranchisement> Amendment Act, 1969)に修正され、また施行細則の【1969年慣習的貸借保有権(解放)規則】(Customary Leaseholds <Enfranchisement> Regulations)も整備された。そして、タンザニア北西部にあるカゲラ州(当時はウエスト・レイク州)のハヤ人地域だけでなく、同種の地主・小作関係が展開していた、タンザニア北東部のウパレ(Upare)県、モシ(Moshi)県や、南部のトゥクユ(Tukuyu)県にも、1969年10月に諸法が適用された (James 1971, 87-90)。

これに関して若干追加の説明をしておきたい。

まず、これらの地域はいずれも、植民地期初期からキリスト教宣教団が入り、キリスト教化し西洋式学校教育を受け入れた地域で、同時に収益性の高い換金作物であるコーヒーの主産地としてタンザニアで最も裕福な農村地帯であったことである。

第2に、タンザニアでは、1963年に【1963年アフリカ人首長条令(撤廃)法】(African Chiefs Ordinance <Repeal> Act)が発令され、植民地期の原住民統治機構を担っていた首長たちの行政権限は撤廃され、代わって県評議会(District Council)を担うような地方行政官が配置されていたことである (James 1971, 65)。上記の地主・小作関係の「地主」の中には首長層も含まれていたはずで、まず1963年法で彼らの行政権限を奪い、政治的な抵抗力を弱めた上で、地主・小作関係の解消にも手をつけたのではないかと推察される<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> この法律で使用された慣習的貸借保有権 (customary leasehold) と類似した慣習的貸借 (customary lease) という用語が、【1999年村落土地法】で使用されている。ただし、その定義は「設定方法や期限を含む付随条件が慣習法によって取り仕切られるような貸借」(【1999年村落土地法】2条)であり、慣習的貸借保有権よりも概念が広いと思われる。

<sup>9</sup> ナイジェリアやザンビアで顕著である、首長制のような伝統的な政治体系が残存し、独立後の国家行政運営にも関わってくることを、タンザニアは独立初期に回避することに成功したといえよう。大きな抵抗もなかったようであるが、ニエレレ大統領の力量によるところが大きかったのであろう。

さらに、これら一連の法令で解放された小作は、少なくともハヤ人地域においては、自ら耕していた耕地を取得でき、自作農となったはずである。当然彼らの土地権は慣習的な土地保有に基づくものではなく、上記の近代法に基づくものである。どのような土地権が設定されたかは定かではないが、他地域のアフリカ人が形式的に有していた看做占有権ではなく、認可占有権ではないかと推定される。

## (2) 独立初期の開発政策に関わる土地法整備

上記のように、植民地期に付与された土地権に変更を加える作業が独立初期に行われたが、同時期には、新規の開発事業である農業・農村開発と遊牧民地域の開発に関して、それぞれ関連する土地法の整備が図られた。

まずは、農業・農村開発についてである。タンザニア政府は、独立後の農業振興のために2つの手法を採用した。1つは改良アプローチ (Improvement Approach) であり、「伝統的な社会・法律制度になんら急激な変化をもたらさずに生産性を高めるべく、心理・技術両面において小農に働きかけ、既存の農業・牧畜方法の改善をめざす」(Tanganyika 1964, I-14) ものであった。農業普及員が実施を担うことになっていた。もう1つは変革アプローチ (Transformation Approach) であり、「トラクターの使用をふくむ農業機械化と、種々の社会サービスの供給、つまり教育から医療にいたる社会サービスから水道・下水道施設をも含めた公共サービスを供給することによって、タンザニア農業・農村生活の様相を一挙に近代化しよう」(犬飼 1976, 67) とするものである。こちらのアプローチに関しては、入植村を新設して、そこに農民を入植させることが想定されており、国内各所で村落入植計画 (Village Settlement Scheme) が推進されることになった。同種の発想は植民地末期にもあり、タンガニーカ農業公社 (Tanganyika Agricultural Corporation) の管理のもとに入植計画が実施された。それを引き継ぐために、独立後の 1963 年に村落入植庁 (Village Settlement Agency) が設立され、村落入植計画を推進していくことになる (McAuslan 2013, 21)。村落入植計画では、慣習的な土地権を持つとは限らない農民を新村に入植させるために、土地法令の整備が必要となった。そのために、1965 年に相次いで、【1965 年農村入植委員会法】 (Rural Settlement Commission Act, 1965) と 【1965 年土地保有(村落入植)法】 (Land Tenure <Village Settlements> Act, 1965) の2つの法律が発布されている (吉田 1997, 37)。まず【1965 年農村入植委員会法】に基づいて村落入植計画を統括するよう任命された村落入植委員会の委員長 (Commissioner for Village Settlements) は、【1965 年土地保有(村落入植)法】に基づき、入植権 (settlement right) と称される、村落入植計画用地全般に対する占有権を大統領から譲渡された。そして、委員長は、それぞれの入植村に設立されている村落入植協同組合 (Village Settlement Cooperative Society) に対して、入植権を割り当てた。各村の協同組合は、派生権 (derivative rights) を村落民に譲渡した。派生権とは、貸借権 (leases)、利用と占有の許可 (licenses for use and occupation)、そして地役権 (easement) を意味した

(Fimbo 2004, 13-14; 吉田 1997, 37-38)。個々の村落民は、個人の権益 (individual interest) が創出されても、土地に対する地域社会の権益 (community interests) は消滅しないという条件のもとに、派生権を保持すると見なされた (McAuslan 2013, 21-22)。結局は諸般の事情により、この入植計画はみごとに失敗することになるが、この土地法の枠組は 1967 年以降のウジャマー村建設に応用されたようである。

ついで、遊牧民地域での新規の開発事業のために整備された土地法についてである。第 1 次 5 ヶ年計画 (1964/65~1968/69 年度)<sup>10</sup>時には、上記の農業・農村開発とあわせて、遊牧民地域に対する取り組みもなされた。そのために整備された法律が、1964 年の【1964 年広域開発・管理法】(Range Development and Management Act, 1964)である。フィンボによれば、タンザニア政府は、管理された家畜牧場 (managed cattle ranching) の導入という遊牧近代化計画を意図していた (Fimbo 2004, 11)。上記の 1964 年法は、ンゴロンゴロ保全区 (Ngorongoro Conservation Area) を除くマサイ (Masai) 県に早々に適用され、そのあとドドマ (Dodoma) 県、カハマ (Kahama) 県、マスワ (Maswa) 県、ムプワプワ (Mpwapwa) 県、シニャンガ (Shinyanga) 県といった、いずれもタンザニア中央部の牧畜・遊牧民が多い県にも適用された。同法の適用は、以下の手順で行われた。第 1 に、牧畜を所管する大臣が、それぞれの広域開発地域 (range development area) に関して、その自然資源の再生・保全・開発・改良に責任を持つ広域開発委員会 (range development commission) を任命する。第 2 に、牧場組合 (ranching association) の設立と登録である。登録によって、牧場組合は法人格を得る。第 3 に、大統領が牧場組合に土地を割り当てるか、あるいは占有権を付与する。これによって、当該地において土地、放牧権、水利権に関わるすべての慣習的な権利は消滅することになる。牧場の諸権利は牧場組合が有することになり、その個々のメンバーは付随する諸権利 (牧場地内での居住、牧場地内での家畜の飼育と放牧、耕作、自然資源の利用) が認められる。牧場地では、慣習的な保有が消滅し、法的な保有が有効となるという想定であった (Fimbo 2004, 11-12)。農耕民を対象とした村落入植計画の対象地域は非常に限定された入植村であったが、遊牧民を対象とした牧場開発は広域をカバーし、慣習的な土地権と抵触する可能性がある。この法律による放牧地管理の成否について今は詳細に把握しておらず、できれば次年度の最終報告で扱いたい。

### (3) ウジャマー村建設

すでに触れたように、1967 年 2 月のアルーシャ宣言をもって、タンザニアは独自の社会主義国家の建設を目指していくようになる。その根幹に置かれたのは、集村化し共同農場で農業集団化を実践するウジャマー村を、3 段階の手順で建設することであった。その構

---

<sup>10</sup> タンザニアの会計年度は、7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで。1964/65 年度とは、1964 年 7 月 1 日から 1965 年 6 月 30 日までの期間。

想は、1967年9月のニエレレ大統領による論文「社会主義と農村」(Nyerere 1968, 337-366)に示されている。ウジャマー村建設は、当初は農民が自発的に行うことになっていたが、その進展が遅々たるものであったため、タンザニア政府は次第に強制的にウジャマー村を建設していくようになる(McAuslan 2013, 51; 吉田 1997, 191-203)。強制的なウジャマー村建設に関わる土地法としては、まず1973年に【1973年農村土地(計画策定・利用)法】(Rural Lands <Planning and Utilisation> Act)が公布されている。同法では、ウジャマー村建設のための第1段階である集村化過程について、2段階での遂行が想定されていた。まず大統領が特定地域を指定し、ついで地方行政を所管する大臣が、ウジャマー村を設立したり、権利・権益を修正・廃絶したりするために、当該地域の農耕活動を規制する、というものであった(Fimbo 2004, 15)。

ウジャマー村のより精緻な規定を行ったのが、1975年の【1975年村落・ウジャマー村(登録・指定・行政)法】(Villages and Ujamaa Villages <Registration, Designation and Administration> Act)である。やや詳しく紹介しておきたい。

フィンボによれば、奇妙なことながら、同法には、土地保有に関する条項はない。そのような条項は、同法の施行細則(subsidiary legislation)である1975年指令(Directions)に含まれているという。この指令によれば、県開発評議会(District Development Council)が、村落・ウジャマー村(1976年までに集村化することが義務づけられており、3段階でのウジャマー村建設の第1段階の集村化はほぼすべての村落が達成したようになっていたが、ウジャマー村建設の第3段階目に達したもののしかウジャマー村と呼ばないことになったため、それ以外は単に「村落」と呼ばれる。両者合わせて「村落・ウジャマー村」と言及する)に土地を割り当てる機能を有している。ついで、各村落・ウジャマー村の村落評議会(village council)が、村落民の世帯(kaya)に農耕地や居住地を割り当てる(Fimbo 2004, 16)。

この手順に対して、フィンボは村落とウジャマー村を分けて検討し、まず村落については、県開発評議会も村落評議会も土地割当の権威(authority)であると慣習法で認定されていないので、上記のように割り当てられた土地が慣習法下で保持されているかどうかは疑わしい、と指摘している。一方、ウジャマー村については、県開発評議会から土地を割り当てられたウジャマー村の村落評議会は、占有権を獲得するために必要な手続きを行わねばならず、他の者は土地に対していかなる権利、権原、権益も有さない。つまり、慣習的保有は消滅することが想定されていた、とフィンボは指摘する(Fimbo 2004, 16)。マコーランも、「政府は、集村化と村落民に法を気まぐれなやり方(casual way)で適用した」(McAuslan 2013, 55)と指摘している。

タンザニア農村研究の大御所ともいべきスワンツ(M.L.Swantz)も、「土地は共有財産(common property)であり国家に帰属するが、村落が村境内のすべての土地の保管者(custodian)であるという原則の上に、村落政策(village policy)が構築された。しかしながら、1975年法は、村落民に土地を割り当てる村落評議会の権限の範囲(extent of the

authority) を明示していない」(Swantz 1996, 157. <McAuslan 2013, 54>にも引用されている)と、指摘している。

このように法的根拠が曖昧であるにもかかわらず、ウジャマー村政策が推進される。スワンツによれば、「集村化以降は、村落の土地は集団的保有 (collective tenure) のもとで保持された。・・・村境内では、開発することを条件に、個人、集団、企業に占有権が付与された。村落内の小規模な土地については、村落政府が居住者や耕作者を決める権利を有した。5,000 エーカー未満の大規模な土地については、州行政当局が割当る権限を有し、5,000 エーカー以上については国家土地委員会 (National Land Commission) が権限を有していた」(Swantz 1996, 155)。

マコースランは、ウジャマー村がアフリカ農村の伝統に根ざした社会主義的な試みであるという言説に疑問を呈している。彼の評価はかなり辛口である。「ニエレレの農業政策の基層にある大前提は、(伝統的な文化を重視するようなレトリックにもかかわらず) 植民地期の農業政策とほとんど変わらなかった。その大前提とは、アフリカの農耕者、牧畜者の実践は遅れており、非科学的であり、非効率であり、生態環境に対して配慮が足りない」(McAuslan 2013, 52) というものであり、「ケニアでスイナー-ton・プラン (Swynnerton Plan) (引用者注：土地保有の個別化を推進するための土地登記事業) が策定された 1954 年に、タンガニーカ農業公社のもとで入植者がしっかり管理される監視型入植計画 (supervised settlement schemes) が開始され、それらは独立後に急速に拡大された。既存の計画のいくつかを引き継ぐために、村落入植庁が 1963 年に設置された。村落入植庁はまた、集村化プログラムの入植を試験的に実施した。第 1 次 5 ヶ年計画では『1969 年までに 12 百万ポンドを支出して、およそ 50 万人が 70 計画地に入植する』ことが提案された。ウジャマー村はこれらの先行するプロジェクトの展開形であり、【1965 年土地保有(村落入植)法】に沿った法的枠組みを有していた」(McAuslan 2013, 21)。

植民地期の 1928 年に原住民占有権あるいは看做 (みなし) 占有権として漠然と認められてきたアフリカ人の土地権と 1975 年法とは整合的ではないと思われるが、法解釈や法修正が俎上に上る前に、国内外の阻害要因からウジャマー村政策が頓挫していくことになる。1983 年の『1983 年国家農業政策』においては、「社会主義的な開発は強要されることはない」(Tanzania 1983, 4) と個別世帯の圃場での生産も奨励するようになり、ウジャマー村政策は実質的に終了した。そののち、1990 年代に入るまで、タンザニアにおいては土地法に関わる大きな変化は見られない。

## 2. 構造調整政策・貧困削減政策期 (1992 年～)

### (1) 土地問題への取り組みの始動

タンザニアで土地法に関わる大きな動きがあったのは、1992 年である。まず、【1992 年

土地保有規制(新設村法)【Regulation of Land Tenure <Established Villages> Act】が発布された。ウジャマー村建設を進める手段として1970年代初期に「村落作戦」(Operation Vijiji)という強制移住が行われたが、それに伴う農民の移動は、その後に土地保有の混乱と土地紛争を引き起こしていた。この1992年法は、賠償なしに慣習的な保有が消滅することを規定し、司法の審議範囲外とした(Fimbo 2004, 17)。しかし、賠償なしの没収に農民が納得するはずもなく、2人の勇気ある農民が法務長官(Attorney-General)を相手どって、上訴裁判所(Court of Appeal)に提訴したという(Fimbo 2004, 17)。マコースランによれば、「上訴裁判所は、タンザニア政府の主張(慣習的な保有下にある土地は、法定による保有下にある土地の権利と同一な意味で資産であるわけではなく、またいずれの場合もすべての土地は共和国大統領に権限が与えられているため、国民が慣習的な保有下にある土地を取り上げられた場合に、使用しきっていない改良に対する支払いを裁判所が命じる法的根拠はない)を、退けた。・・・大陪審長は、もし法務長官が正しいなら、国民は自らの国でスクウォーター以上の者ではなくなる、と判決。・・・いかなる人物も土地を剥奪された場合には賠償を受けることができ、集村化政策で土地を剥奪された者も対象となりうる」(McAuslan 2013, 55)と、勇気ある農民が完全勝利し、法務長官すなわちタンザニア政府は敗訴した。ある意味で、ウジャマー村政策の終焉を象徴するような事件といえよう。

この判決に先立ち、タンザニア政府は、ダルエスサラーム大学法学部教授のシヴジ(Issa G. Shivji)を委員長とする土地問題に関する大統領諮問委員会(以下、シヴジ委員会と称する)を1991年1月に発足し、その報告が1992年11月に『土地問題に関する大統領諮問委員会報告』(Presidential Commission of Inquiry into Land Matters)(以下、シヴジ委員会報告と称する)として答申され、その一部が(Tanzania 1994)として出版されている。マコースランは、このシヴジ委員会報告では農村部の土地管理について現状を強く批判している、と指摘している(McAuslan 2013, 96)。同報告(出版された部分)には、これまで本稿で述べてきた土地政策の変遷についても多々触れられており、本稿の記載内容と齟齬がないかを確認することも、次年度の作業としたい。

タンザニアでは、1995年に「1995年国家土地政策(National Land Policy)」が国会に上程され、承認された。シヴジ委員会報告の提言があまり採用されていないといわれる、この土地政策の基本方針は、以下のようなものであった。

#### 国家土地政策の基本方針

- 1)土地は、国益のために管理され、利用されるべき重要な天然資源である。
- 2)すべての市民(citizen)に、保有と権利を保証することが、最も肝要である。
- 3)土地に対する公権力の執行に当たっては、透明性と説明責任が必要である。
- 4)効率的で公平な土地市場が機能する条件を整備する必要がある。
- 5)土地管理(=土地利用)に関して、より広範な市民の関与(直接的か、代表を通じて)が必要である。



6)土地管理に関わる紛争を解決し、不平を解消するための、適切な法的枠組みと機構を構築することが必要である (McAuslan 2013, 97)

## (2) 土地に関する基本法の整備

上記の 1995 年国家土地政策の基本方針の 6)で触れられている「適切な法的枠組みと機構」の構築のためには、土地権に関わる基本法の整備が必要であった。それに応える 2本の法律が 1999 年によく発布される。【1999 年土地法】(Land Act)と【1999 年村落土地法】(Village Land Act)である。

【1999 年土地法】では、

- 1)ドイツ植民地時代に付与された自由保有権(全土の1%)を除いて、タンザニアにおいて私的所有権(private ownership)はこれまで存在しなかったという立場が維持された(McAuslan 2013, 105 注6)。
- 2)土地割当権者に関する明確な規則があり、以前のような二重の土地割当は発生しない(McAuslan 2013, 105 注6)。ここでいう二重の土地割当とは何を指しているのかは定かではなく、次年度に検討する予定である。
- 3)すべての土地は公有地であり、タンザニア国民のための管財人(trustee)として大統領に権限が付与されているという基本原則が維持された。村落地は、これまで以上に保護されるが、国益・公益が優先されると規定された(McAuslan 2013, 98-99; Fimbo 2004, 20)。
- 4)公有地は、一般地(general land)、村落地(village land)、保護地(reserved land)(森林保護区、国立公園、海洋公園等)に分類される(Fimbo 2004, 20)。この土地分類のうち、村落地は【1999 年村落土地法】で対象として扱われる。
- 5)保有の形態は占有権であり、認可占有権 granted right of occupancy と慣習占有権(customary right of occupancy)に分類される(Fimbo 2004, 20)。占有権は、一般地、保護地、測量された土地でも付与される(Fimbo 2004, 20)。

ついで、フィンボ(Fimbo 2004, 20-21/27/38-39)に従って【1999 年村落土地法】の紹介に移りたい。

- 1) 本法の対象とする村落地とは、【1982 年地方政府(県行政機構)法】(Local Government <District Authority> Act)で規定された境界内の土地である。土地長官(Commissioner for Lands)が、村落地を認定する。
- 2) 村落地は、3分類される。
  - ①慣習地(customary land): 慣習法の下で個人、家族、集団が占有あるいは利用している土地。看做(みなし)占有権下にある土地が含まれる。すでに占有されているため、村落評議会の割当の対象とならない。村落評議会によって慣習占有権が付与

された土地も含まれる。

- ②共有村落地 (communal village land) : 共同体や公共での占有や利用のために用いられる土地。慣習占有権の付与の対象とならない。
- ③派生権下の土地 (derivative rights land) : 慣習占有権や派生権 (賃借、ライセンス、用益権) を村落評議会によって割当てられて、共同や個人で占有や利用ができる土地。村落評議会で割り当てられるまでは、基本的に空き地。村落民外に割当てられない。
- 3) 慣習的保有の適用される範囲が分類されている (村落地、一般地、保護地、都市部、都市周辺部)。ただし、村落土地法には、慣習的な土地法を成文化する枠組はない。
- 4) 村落土地法 18 条には、慣習占有権は、認可占有権とあらゆる点で同等の地位と効力を有することが規定されている。
- 5) 村落民は慣習占有権を他の村落民に自由に譲渡する。通常村落民以外への譲渡には、村落評議会の認可が必要。

フィンボは独立当初の占有権を、認可占有権と看做占有権に 2 分していた<sup>11</sup>。1999 年の 2 法でも基本的に似た分類であるが、同法の「慣習占有権」には注意が必要のようである。【1999 年村落土地法】での定義は、「慣習占有権とは、本法の 27 条に基づく慣習占有権証書の発行という手段で創出された占有権を意味し、看做占有権を含む」(【1999 年村落土地法】2 条) のものであり、看做占有権よりも範囲が広い。そして、同法の看做占有権の定義は、「看做占有権とは、慣習法のもとで、あるいは慣習法に従い、土地を利用し占有している、アフリカ出自のタンザニア市民、あるいはアフリカ出自のタンザニア市民による地域社会 (community) の権利を意味する」(【1999 年村落土地法】2 条) のものである。看做占有権の意味内容が、慣習的な土地保有に伴う土地権と一般的に認知されているものに近く、名称は紛らわしいが、慣習占有権はそれを超える意味内容を持つ。どれほど異なるのかを確認する作業も、次年度の課題の 1 つとしたい。そして、上記の【1999 年村落土地法】の紹介の 2) ならびに 5) に記されているごとく、村落評議会が慣習占有権を付与したり、また村落民以外への譲渡を認可したりする権能を有することになっているが、行政組織の末端に位置付く村落が土地割当権を有しているという認識は、タンザニアの各地の土地慣習法において必ずしも自明のことではない。

同法に対する評価は分かれるが、シヴジ委員会の委員長であったシヴジ教授は「現状維持」と否定的であると、マコースランは紹介している (McAuslan 2013, 113)。また、フィンボも、1990 年代の改革は「土地法の改革」(land law reform) であり、「土地改革」(land reform)

---

<sup>11</sup> マコースランは、法定占有権と看做占有権と分類しており、フィンボと名称が異なることは、すでに本文で述べた。

でも保有改革(tenure reform)でもなく、土地法に変化があっても土地保有に変化はないと、彼が実質的な土地改革がなされていると考えている南アフリカの事例との違いを主張している (Fimbo 2004, 1/18)。実際、土地権の概念規定に新規性は少なく、国土の土地利用区分が精緻化され、土地を割り当てる権限あるいは正当性を誰が有しているのかを明確にすることをめざしたとの印象を受ける。そのなかで、慣習的な土地権をも含有する慣習占有権に関して、村落評議会に代表される「村落」という行政単位が割当・移転等の正当性を持っているのかどうかは、かなり議論の余地がある。

さて、法学者の評価は厳しいが、土地法令の整備によって、土地市場が機能し始めると言われ、国家土地諮問評議会 (National Land Advisory Council) が設置されて監視している (McAuslan 2013, 98-99)。

【1999年土地法】には、2001年に施行細則である【2001年土地規則】(Land Regulations)が發布され、2004年には修正を加えた【2004年土地(修正)法】(Land <Amendment> Act)が發布されている。1999年土地法によって、返済できなかった抵当権設定者から抵当物件を入手することが、銀行にとって容易になった(ただし、小規模抵当を除く)。それに対して、2004年修正法では規制をかけ、抵当物件を農用地・牧用地として使用しつづけることを義務づけ、銀行による取得を困難にした。これは疑いなく、大規模な土地保有者に有利であるという (McAuslan 2013, 105注6)。

このあとも、2007年に【2007年土地利用計画策定法】(Land Use Planning Act)、【2007年都市計画策定法】(Urban Planning Act)、2008年に【2008年単位土地権法】(Unit Titles Act)<sup>12</sup>、【2008年抵当金融(特別規定)法】(Mortgage Financing <Special Provisions> Act)が發布されているが、詳細は不明であり、次年度に確認していきたい。

以上のような土地法が相次いで提起されたのはムカパ (B. Mkapa) 政権(任期は1995～2005年)期であるが、土地に関する矛盾した動きがあったとフィンボが指摘している。一方で法令による慣習的保有の廃絶を謳いながら、他方で慣習的保有の確立を政府文書で宣言したり、また一方で土地市場の開発を促しながら、他方で慣習的保有を確立しようとしているという。このような矛盾する動きは、【1999土地法】と【1999村落土地法】に反映され、一方で土地市場の自由化を計りながら、他方で土地の利用者・占有者の保有の保証や保護を主張していた (Fimbo 2004, 1)。その矛盾の様相と原因は興味深く、次年度に探していきたい。

## 結語にかえて

本稿は中間報告であり、とくにまとまった結論があるわけではない。先行研究を踏まえ

---

<sup>12</sup> Unit Title の意味が不明であり、次年度に確認したい。

たタンザニア土地政策史の再構築という本年度の作業を経て、次年度に最終報告をとりまとめていきたい。まずは本論で触れたような次年度に残された課題をこなしていくが、より大きな検討課題は以下の2点であると考えている。

第1は、土地法等に使用されている諸概念の整理である。たとえば、1928年の【1923年土地保有条令】の修正で、原住民占有権(right of occupancy by native)という土地権概念が提起され、それは独立後に看做占有権(deemed right of occupancy)と称された土地権と同一であると思うが、それらは【1999年村落土地法】の慣習占有権(customary right of occupancy)とは微妙に異なっている。すでに触れたように、1999年法の慣習占有権の概念のほうが看做占有権より広い。では、慣習占有権には、看做占有権で想定されていたようなアフリカ人が慣行によって保持している土地権という以外に、どのような内容が含まれているのかを確認していく必要がある。また、たとえばウジャマー村建設時に村落政府から村落民が割り当てられた土地の土地権にも疑問が伴う。【1999年村落土地法】では慣習占有権と認可占有権とはあらゆる点で同等の地位と効力を有することを規定しているが、1970年代のウジャマー村建設時に村落政府から村落民が割り当てられた土地の権利は、慣習占有権に該当するのか、認可占有権なのか、あるいは派生権と称されるものなのか？ 1992年の上訴審判決では、ウジャマー村建設時の強制移住に伴う、賠償なしでの土地権の剥奪は無効と判決されているが、これはウジャマー村建設時の村落政府による土地割当をすべて無効とする判例なのか、そうではなく例外的な事例なのか？ このような疑問は、他の土地権概念についてもわき出してくる。もちろん、執筆者が法律概念に無知であることが一因していることは否めないが、タンザニアの土地法の概念自体に矛盾が内包されていることも原因であるように思う。本稿では十分に読みこなして紹介することができなかったが、1992年のシヴジ委員会報告(Tanzania 1994)、そしてその折に委員長を務めたシヴジのその後の著作(Shijvi 1998)、そして【1999年村落土地法】を読みこなして、そこで展開されている土地権概念の理解に努めたい。

さて、次年度の作業の第2は、土地保有・利用の実態面の把握である。1928年の【1923年土地保有条令】修正から、原住民占有権(right of occupancy by native)という土地権概念がアフリカ人の慣習的な土地保有に適用されるようになるが、当事者である多くのアフリカ人はおそらくは何も知らずにそれまでの生活を継続したものと思われる。土地法が制定されても、そこで規定された権利が発動されるとは限らない。土地法の規定に変更が加えられる場合も同様で、現実社会もそれに沿って変容が生じていると考えるのは早計である。もちろん、土地法がまったく無力で、現実社会が影響を受けないと考えることも正しくはないであろう。現実社会ではどのような土地保有・利用概念が機能しているのかという実態を把握し、それらは土地法といかなる関連を持っているのかということを検討していく必要がある。執筆者本人が実態調査を試みることも可能性として留保しておきたいが、すでに公表されているモノグラフを活用していきたい。たとえば、タンザニア北東部サバン

ナの遊牧民の抱える土地問題を扱った Lane (1996)、タンザニア北東部のキリマンジャロ山周辺で発生している権原の異なる土地権をめぐる紛争を扱った Lerise (2005)、南部タンザニアでの土地相続からの女性の阻害を扱った (NOLA 2009)、タンザニアの先住民運動における土地問題を扱った Barume (2010)、タンザニア東部でのバイオ燃料工場の建設と土地問題・環境問題を扱った Havnevik & Haaland (2011) 等、興味深い実証研究がある。これらの先行研究で紹介されている事例と、土地法とその変容とを付き合わせて、両者の関連について検討していきたい。

## 引用文献およびタンザニア土地政策関連文献(本稿で引用していない文献も含む)

(略号)

DSM= Dar es Salaam

DUP= Dar es Salaam University Press

### 【日本語文献】

赤羽裕 1971.『低開発経済分析序説』 岩波書店.

＊第2章付論4「土地保有の個別化と『地主・小作関係』の萌芽的形成」(pp.123-133)で、タンザニア西部のハヤ人の土地保有に言及。

雨宮洋美 2003.「タンザニアの共同体的土地所有—『1999年村土地法』の考察—」『アフリカ研究』(63)12月 27-36.

————— 2004.「タンザニア『1999年村土地法』における土地所有権-『総有論のミニ法人論的構造』との比較考察—」『国際開発研究フォーラム』(25)2月 21-38.

————— 2004.『タンザニアの村土地・土地法施行及び土地所有権の実態調査』(平成15年度独立行政法人国際協力機構 準客員研究員報告書) 独立行政法人国際開発機構.

安洋巳 1999.「土地囲い込みとしての植林行動—タンザニア中央部集村の事例—」『アフリカ研究』(54)3月 35-53.

池野旬 1979.「タンザニア、ハヤ族の土地保有制度—ニャルバンジャ制度とスクウォッタ—制度」『アジア経済』20(12)12月 77-89.

—————2010.『アフリカ農村と貧困削減—タンザニア 開発と遭遇する地域』京都大学学術出版会.

犬飼一郎 1976.『アフリカ経済論』大明堂.

吉田昌夫 1973.「タンザニア土地政策史」星昭編『アフリカ植民地化と土地・労働問題』アジア経済研究所 71-104.

—————1975a.「アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」吉田昌夫編『ア

- フリカの農業と土地保有』アジア経済研究所 1-12.
- 1975b. 「タンザニア南部のニャキューサ族における村落経済と土地保有慣習の変容」 吉田昌夫編『アフリカの農業と土地保有』アジア経済研究所 163-217.
- 1997. 『東アフリカ社会経済論—タンザニアを中心にして—』古今書院.  
 ＊とくに「Ⅱ タンザニアの土地保有制度と農村社会」(pp.19-99) . ただし、Ⅱ-1 は 1973 年論文の加筆修正、Ⅱ-2 は 1975 年論文の加筆修正。
- 1999. 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター」池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所 3-58.

【外国語文献】

- Arnold, Stefan 1996. “Land Tenure, Labour and Migration in Rural Tanzania. The Example of the Zahabu Family in Ngulwi Village (Usambara Mountains).” In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 113-130.
- Barume, Albert Kwokwo 2010. *Land Rights of Indigenous Peoples in Africa*, Copenhagen: IWGIA(International Work Group for Indigenous Affairs), Ch.VI “Indigenous Peoples’ Land Claims in Tanzania”, 123-152.  
 ＊ タンザニアの Barabaig と Masai についての事例研究。本書では、ケニア(Maasai, Ogiek, Endorois)、南アフリカの Richtersveld community、ボツワナの San の事例にも言及。
- Buell, Raymond Leslie 1965(2nd imp., 1928:1st ed.). *The Native Problem in Africa*, 2 vols., London: Frank Cass.
- Daley, Elizabeth 2008. “Gender, Uenyaji, Wealth, Confidence & Land in Kinyanambo: The Impact of Commoditization, Rural-Urban Change & Land Registration in Mufindi District, Tanzania.” In *Women’s Land Rights & Privatization in Eastern Africa*, edited by Birgit Englert and Elizabeth Daley, Suffolk/Rochester; James Currey/Fountain Publishers, 61-82.
- Debusmann, Robert and Stefan Arnold eds. 1996. *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, Bayreuth: Bayreuth University.
- Englert, Birgit 2008. “Changing Land Rights & Gendered Discourses: Examples from the Uluguru Mountains, Tanzania.” In *Women’s Land Rights & Privatization in Eastern Africa*, edited by Birgit Englert and Elizabeth Daley, Suffolk/Rochester; James Currey/Fountain Publishers, 83-100.
- Fimbo, Gamaliel Mgongo 2004. *Land Law Reforms in Tanzania*, DSM: DUP.

- Gondwe, Zebron Steven 2010(rev.). *Manual for Transfers of Rights of Occupancy*, DSM: Mkuki na Nyota.
- Hailey, Lord 1957. *An African Survey: Revised 1956*, London: Oxford University Press.
- Havnevik, Kjell and Hanne Haaland 2011. "Biofuel, Land and Environmental Issues: the Case of SEKAB's Biofuel Plans in Tanzania." In *Biofuels, Land Grabbing and Food Security in Africa*, edited by P.B. Matondi, K. Havnevik and A. Beyene, Uppsala/London/New York: Nordiska Afrikainstitutet/Zed, 106-133.
- Ikdahl, Ingunn 2008 "'Go Home & Clear the Conflict': Human Rights Perspectives on Gender & Land in Tanzania." In *Women's Land Rights & Privatization in Eastern Africa*, edited by Birgit Englert and Elizabeth Daley, Suffolk/Rochester; James Currey/Fountain Publishers, 40-60.
- James, R.W. 1971. *Land Tenure and Policy in Tanzania*, Nairobi/DSM/Kampala: East African Literature Bureau.
- — — & G.M. Fimbo 1973. *Customary Land Law of Tanzania: A Source Book*, Nairobi/Kampala/DSM: East African Literature Bureau.
- Japhet, Kirilo and Earle Season 1967. *The Meru Land Case*, Nairobi: East African Publishing House.
- Jones, Chris 1996. "The Evolution of Zanzibar Land Law from Colonial Times to Present." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 131-186.
- Kikula, Idris S. 1997. *Policy Implications on Environment: The Case of Villagisation in Tanzania*, DSM: DUP(1996).
- \* Ch.1 Introduction (13-26) で、独立初期の村落入植計画に言及し、所在地を示す地図も掲載
- Koda, Bertha 1998. "Changing Land Tenure Systems in the Contemporary Matrilineal Social System: The Gendered Dimension." In *The Making of a Periphery: Economic Development and Cultural Encounters in Southern Tanzania*, edited by Pekka Seppälä and Bertha Koda, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet, 195-221.
- Lane, Charles 1996. *Pastures Lost: Barabaig Economy, Resource Tenure, and the Alienation of Their Land in Tanzania*, Nairobi: Initiative Publishers.
- Lerise, Fred Simon 2005. *Politics in Land and Water Management: Study in Kilimanjaro, Tanzania*, DSM: Mkuki na Nyota.
- McAuslan, Patrick 2013. *Land Law Reform in Eastern Africa: Traditional or Transformative?: A Critical Review of 50 Years of Land Law Reform in Eastern Africa 1961-2011*, Oxon:

Routledge.

Meek, C.K. 1968(new imp., 1949:2nd ed.). *Land Law and Custom in the Colonies*, London: Frank Cass.

Ndagala, D.K. 1998. "Tanzania." In *Custodians of the Commons*, edited by Charles R. Lane, London: Earthscan Publications, 150-168.

NOLA (National Organisation for Legal Assistance) 2009. *Excluding Women from Inheriting Land through Custom in Tanzania: The Implications of the Nyakyusa Customary Land Tenure on Women's Land and Inheritance Rights in Kyela and Rungwe Districts*, DSM: Mkuki na Nyota.

Nyerere, Julius K. 1968. *Freedom and Socialism: A Selection from Writings and Speeches 1965-1967*, Nairobi/London/New York: Oxford University Press.

Richter, Roland E. 1996. "Land Law in Tanganyika since the British Military Occupation and under the British Mandate of the League of Nations, 1916-1946." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 39-80.

Rwegasira, Abdon 2012. *Land as a Human Right: A History of Land Law and Practice in Tanzania*, DSM: Mkuki na Nyota.

Sayers, Gerald F. 1930. *The Handbook of Tanganyika*, London: MacMillan.

\* とくに、 X. Natural Resources (d) Land and Land Settlement(pp.242-256)

Shivji, Issa G. 1998. *Not Yet Democracy: Reforming Land Tenure in Tanzania*, London; IIED (International Institute for Environment and Development)/HAKIARDHI/Faculty of Law(UDSM).

Sippel Harald 1996. "Aspects of Colonial Land Law in German East Africa: German East Africa Company, Crown Land Ordinance, European Plantations and Reserved Areas for African." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 3-38.

Swantz, Marja-Liisa 1996. "Village Development: On Whose Conditions?" In *What went Right in Tanzania: People's Response to Directed Development*, edited by Marja Liisa Swantz and Aili Mari Tripp, DSM: DUP, 137-173.

Tanganyika, Government of 1964. *Tanganyika Five-year Plan for Economic and Social Development*, 2 vols.

Tanzania, Government of 1983. *The Agricultural Policy of Tanzania*.

Tanzania, Government of 1994. *Report of the Presidential Commission of Inquiry into Land*



*Matters: Volume I: Land Policy and Land Tenure Structure*, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet.

Twaib, Fauz 1996. "The Dilemma of the Customary Landholder. The Conflict between Customary and Statutory Rights of Occupancy in Tanzania." In *Land Law and Land Ownership in Africa: Case Studies from Colonial and Contemporary Cameroon and Tanzania*, edited by Robert Debusmann and Stefan Arnold, Bayreuth: Bayreuth University, 81-112.

Wily, Liz Alden 2012. "From State to People's Law: Assessing Learning-By-Doing as a Basis of New Land Law.", In *Fair Land Governance*, edited by Jan Michiel Otto and André Hoekema eds., Leiden: Leiden University Press, 85-110.

Yoshida, Masao 2005. "Land Tenure Reform under the Economic Liberalisation Regime: Observations from the Tanzanian Experience." *African Development*(CODESRIA) XXX(4), 12月 139-149.

## 付表 タンザニア本土（タンガニーカ）土地法令 年表

注) 1961年の独立以降については、(McAuslan 2013)に添付されていた年表を主たる出所とするが、その年表に記載されているにもかかわらず、同書の本文で触れられていない法令も少なからず存在した。この年表では、そのような法令も記載してある。

<u>土地政策関連</u>	<u>その他の政策等</u>
1884	ドイツ領となる。現在のルワンダ、ブルンジを含む 特許会社ドイツ東アフリカ会社による経営
1890	ドイツ直轄領となる
1895	【1895年帝国条令】(Imperial Decree)
1905-07	マジマジ蜂起
1919	国際連盟によりイギリス委任統治領となる
1923	【1923年土地保有条令】(Land Tenure Ordinance)
1923	【1923年原住民への貸付（制限）条令】(Credit to Native <Restriction> Ordinance)
1925	「1924-25年東アフリカ委員会」(East Africa Commission of 1924-25)による調査
1926	【1926年原住民統治機構条令】 (Native Authority Ordinance)
1926	【1926年土地規則】(Land Regulations of 1926)
1926	東アフリカ総督会議
1927	【1927年土地（放牧用）規則】(Land <Pastoral Purposes> Regulations, 1927)
1928	1928年の【1923年土地保有条令】修正
1938	「1938年タンガニーカ中央開発委員会」(Tanganyika Central Development Committee of 1938)
1941	【1941年ニャルバンジャ規則】(1941 Nyarubanja Rule)
1946	国際連合によりイギリス信託統治領となる
1948	【1948年土地規則】(Land Regulations)
1950	土地利用推進局(Land Utilization Board)の設置
1953	『1953年公告』(public notice)の発布
1955	『1953-55年東アフリカ王立委員会報告書』(East African Royal Commission 1953-1955 Report)
1956	【1956年ニャルバンジャ(修正)規則】(Nyarubanja [Amendment] Rule, 1956)

土地政策関連

その他の政策等

- 1956 【1956年地主・小作(ブコバ県)規則】  
(Landload and Tenant <Bukoba District> Rules)
- 1958 『1958年政府文書第6号』 (Government Paper No.6 of 1958)
- 1961 タンガニーカ独立
- 1962 『1962年政府文書第2号』 (Government Paper No.2 of 1962)
- 1963 【1963年自由保有権(転換)・政府貸借権法】  
(Freehold Titles <Conversion> and Government Leases Act, 1963)
- 1963 【1963年占有権(開発条件)法】  
(Rights of Occupancy <Development Conditions> Act, 1963)
- 1963 【1963年アフリカ人首長条令(撤廃)法】 (African Chiefs  
Ordinance <Repeal> Act)
- 1964 ザンジバルと合邦して、タンザニア連合共和国となる
- 1964 【1964年広域開発・管理法】  
(Range Development and Management Act, 1964)
- 1965 【1965年土地保有(村落入植)法】  
(Land Tenure <Village Settlements> Act, 1965)
- 1965 【1965年農村入植委員会法】 (Rural Settlement Commission Act, 1965)
- 1965 【1965年ニャルバンジャ保有(解放)法】  
(Nyarubanja Tenure <Enfranchisement> Act)
- 1966 【1966年農村農地(取得・再付与)法】  
(Rural Farmlands <Acquisition and Regrant> Act)
- 1967 アルーシャ宣言(Arusha Declaration)
- 1967 ニエレレ論文「社会主義と農村」発表
- 1967 【1967年土地取得法】 (Land Acquisition Act)
- 1968 【1968年都市貸借保有権(取得・再付与)法】  
(Urban Leaseholds <Acquisition and Regrant> Act)
- 1968 【1968年慣習的貸借保有権(解放)法】  
(Customary Leaseholds <Enfranchisement> Act)
- 1969 【1969年政府貸借保有権(占有権への転換)法】  
(Government Leaseholds <Conversion to Right of Occupancy> Act)
- 1969 【1969年慣習的貸借保有権(解放)規則】  
(Customary Leaseholds <Enfranchisement> Regulations)

土地政策関連

その他の政策等

- 1973 【1973年農村土地(計画策定・利用)法】  
(Rural Lands <Planning and Utilisation> Act)
- 1975 【1975年村落・ウジャマー村(登録・指定・行政)法】  
(Villages and Ujamaa Villages <Registration, Designation and Administration> Act)
- 1982 【1982年地方政府(県行政機構)法】(Local Government  
<District Authority> Act)
- 1983 『1983年国家農業政策』
- 1984 【1984年国土利用計画策定委員会法】  
(National Land Use Planning Commission Act)
- 1992 【1992年土地保有規制(新設村)法】  
(Regulation of Land Tenure <Established Villages> Act)
- 1992 『土地に関する大統領諮問委員会(Presidential Commission of Inquiry into Land  
Matters)報告』
- 1995 『1995年国家土地政策』(National Land Policy)
- 1999 【1999年土地法】(Land Act)
- 1999 【1999年村落土地法】(Village Land Act)
- 2001 【2001年土地規則】(Land Regulations)
- 2004 【2004年土地(修正)法】(Land [Amendment] Act)
- 2007 【2007年土地利用計画策定法】(Land Use Planning Act)
- 2007 【2007年都市計画策定法】(Urban Planning Act)
- 2008 【2008年単位土地権法】(Unit Titles Act)
- 2008 【2008年抵当金融(特別規定)法】  
(Mortgage Financing <Special Provisions> Act)
- 2010 【2010年放牧地・家畜飼料法】  
(Grazing-land and Animal Feed Resources Act, 2010)